

## 社会福祉法人純心会 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人純心会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第十五条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲で、別表第1に基づき支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、この法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等この法人業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。
- 4 理事会又は評議員会がテレビ会議、電話会議を含む電磁的方法及び法人定款又は定款細則に定める決議の省略による方法によって開催された場合も前項に準ずるものとする。
- 5 退職慰労金は、別表第4に基づき支給する。ただし、この法人の給与規則に基づき退職金の支給を受ける役員には支給しない。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬の締切期間は、前月21日より当月20日までとし、その期間の分を当月25日に支給する。
- 3 前項の支給日の当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については多摩市外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は令和5年6月19日から施行する。

別表1 評議員の報酬

名称	報酬日額 (一人当たり)	年間総額 (合計)
評議員会等出席報酬	15,000 円 (1回)	400,000 円

別表2 常勤役員の報酬

名称	報酬月額 (一人当たり)	年間総額 (合計)
常勤役員業務報酬	該当なし (給与の支給を受ける役員には支給しない)	

別表3 非常勤役員の報酬

名称	報酬日額 (一人当たり)	年間総額 (合計)
理事会等出席報酬	15,000 円 (1回)	2,000,000 円
理事長等業務報酬	15,000 円 (半日額) 30,000 円 (日額)	
監事監査指導報酬	20,000 円 (半日額) 40,000 円 (日額)	

別表 4 退職慰労金

在任年数	退職慰労金額
3 年未満	10,000 円
3 年以上 5 年未満	20,000 円
5 年以上 7 年未満	30,000 円
7 年以上 9 年未満	40,000 円
9 年以上	50,000 円